

特任教授をもって充てる学習センター所長の就業及び給与の特例に関する規則

平成22年3月15日
放送大学学園規則第1号

改正 平成24年3月22日、平成25年3月18日、
平成27年3月17日、平成28年3月15日、
平成31年4月26日、令和2年9月24日、
令和5年3月29日

(目的)

第1条 この規則は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第2条第3項の規定により、特任教授をもって充てる学習センター所長（以下「所長」という。）の就業及び給与の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、就業規則及び放送大学学園職員給与規則（平成15年放送大学学園規則第7号。第7条において「給与規則」という。）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第2条 所長の所定勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分とする。

2 所長の勤務日数は、1週間当たり5日とし、1日の勤務時間は、7時間45分とする。

3 業務上の必要及びその他特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、所長の勤務時間を別に割り振ることができる。

(給与)

第3条 所長の給与は、基本年俸、通勤手当及び本部支援業務手当とする。

2 基本年俸の12分の1の額を本給とする。

(本部支援業務手当)

第3条の2 本部支援業務手当は、東京文京学習センター所長に支給する。

2 本部支援業務手当は、次条に定める基本年俸額に100分の8を乗じて得た額とし、本部支援業務手当の月額は、本部支援業務手当に12分の1を乗じて得た額とする。

(基本年俸の決定)

第4条 基本年俸は、次の表に掲げる学習センターの区分に応じ、同表の基本年俸額欄に掲げる額とする。

学習センター	基本年俸額
一 北海道、埼玉、千葉、東京文京、東京渋谷、神奈川、愛知、大阪の各学習センター	7,440,000円
二 宮城、茨城、群馬、東京足立、東京多摩、静岡、滋賀、京都、兵庫、奈良、広島、福岡、鹿児島各学習センター	6,840,000円
三 その他の各学習センター	6,340,800円

(退職手当)

第5条 所長には、退職手当は支給しない。

(研修)

第6条 所長は、学習センターの管理運営に支障がない場合に限り、理事長の承認を受け、勤務場所を離れて、研修を行うことができる。

2 前項の承認は、1の年度において合計して10日を限度として行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第7条 就業規則第25条、給与規則第5条及び第7条の規定は、所長には適用しない。

(無期労働契約者への適用)

第8条 所長から、引き続き労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約を学園と締結した者については、本規則を適用するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、期間の定めのない労働契約を学園と締結した所長については、就業規則第25条の規定を適用する。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き在職する所長のうち、次の表の学習センター欄に掲げる学習センターの所長の基本年俸は、第4条の規定にかかわらず、同表の基本年俸額欄に掲げる額とする。

学習センター	基本年俸額
一 東京世田谷、東京文京及び東京足立の各学習センター	8,940,000円
二 東京多摩、神奈川及び大阪の各学習センター	8,790,000円
三 京都学習センター	8,640,000円
四 埼玉及び千葉の各学習センター	8,490,000円
五 宮城及び広島各学習センター	8,280,000円
六 群馬学習センター	8,010,000円

3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特任教授をもって充てる学習センター所長の就業及び給与の特例に関する規則(平成22年3月15日放送大学学園規則第1号。以下「センター所長の就業及び給与特例規則」という。)第4条に規定する基本年俸額(センター所長の就業及び給与特例規則附則第2項の規定の適用を受ける所長においては、同項同表に定める基本年俸額。以下この項において同じ。)とは、基本年俸額から、100分10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、改正後のセンター所長の就業及び給与特例規則第3条の2に規定する本部支援業務手当の月額を、本部支援業務手当の月額から、本部支援業務手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5 第3項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成24年3月22日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月17日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する所長で、その者の受ける基本年俸の額が同日において受けていた基本年俸の額に達しないこととなる所長の基本年俸の額は、平成30年3月31日までの間、改正前の規則による基本年俸の額とする。

附 則(平成28年3月15日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。